



埼玉県報

第 685 号
令和 8 年(2026 年)
1 月 16 日
金曜日

目 次

規則

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

告示

- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 土砂災害警戒区域等の解除（河川砂防課）
- 蕨都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 令和 7 年度パーキング・メーター作動及び手数料収納事務委託に伴う告示（交通規制課）
- 県道野田岩槻線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道野田岩槻線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年一月十六日

埼玉県人事委員会委員長 池本誠司

埼玉県人事委員会規則六一一〇二

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和四十六年埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十四号を第十七号とし、第七号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

八 警察官（巡査）採用試験社会人経験者I類

九 警察官（巡査）採用試験社会人経験者II類

第四条第一項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員採用上級試験（早期区分）

第五条中「第四号」を「第五号」に改める。

第七条中「第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号」を「第二号、第六号、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号及び第十六号」に、「第四条第一項第三号及び第四号」を「第四条第一項第四号及び第五号」に、「第四条第一項第二号、第六号、第十号、第十二号及び第十四号」を「第四条第一項第三号、第七号、第九号、第十三号、第十五号及び第十七号」に改める。

第十三条中「第四条第一項第五号から第十号」を「第四条第一項第六号から第十三号」に改める。

第二十九条第三項に次のただし書きを加える。

ただし、委員会が必要と認めるときは、別に失効日を定めるものとする。
別表第一職員採用上級試験の項を次のように改める。

職員採用上級試験	一 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「給与条例」という。）別表第五に定める行政職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職
二 給与条例別表第七に定める研究職給料表の職務の級二級の職	三 埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理制度第五号。以下この表において「企業職員給与規程」という。）別表第三に定める企業職給料表（一）の職務の級一級の

職員採用上
級試験（早
期区分）

職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職

四 埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号。以下この表において「下水道局職員給与規程」という。）別表第三に定める下水道企業職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職

別表第一職員採用初級試験の項中「職員採用上級試験」を「職員採用上級試験又は職員採用上級試験（早期区分）」に改め、同表経験者職員採用試験の項を次のように改める。

経験者職員 採用試験	一 給与条例別表第五に定める行政職給料表の職務の級一級の職
	二 企業職員給与規程別表第三に定める企業職給料表（一）の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職
	三 下水道局職員給与規程別表第三に定める下水道企業職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職
	四 給与条例別表第七に定める研究職給料表の職務の級二級の職
	五 給与条例別表第八に定める医療職給料表（二）の職務の級一級及び二級の職
	六 学校職員の給与条例別表第八に定める事務職給料表の職務の級一級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする職

別表第一警察官（巡査）採用試験II類の項の次に次のように加える。

警察官（巡査）採用試験社会人経験者II類	給与条例別表第六に定める公安職給料表の職務の級二級の職
警察官（巡査）採用試験社会人経験者I類	給与条例別表第六に定める公安職給料表の職務の級一級の職

別表第二職員採用上級試験の項を次のように改める。

心理		福祉	X	(D)	一般行政	一般行政	職員採用上級試験	職員採用上級試験の他の試験職種の対象とならない全ての職	級試験の他の試験職種の対象とならない全ての職	教養試験
務に従事する	必要とする業	主として心理に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する職務とすることを職務とする職	祉に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職務	主として福祉に従事する	主として福祉に従事する	主として福祉に従事することを職務とする職務	専門試験（多肢選択式）	基礎能力検査	基礎能力検査	専門試験（多肢選択式）
一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床	会調査	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む）及び社会会議	と法務	基礎理論、コンピュータシステム、技術要素、開発技術、プロジェクトマネジメント、サードスマネジメント、ストラテジックマネジメント及び組織	選	肢	多	（	試験門	専門
政治学、社会政策、行政学、憲法、刑法、政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、国際関係及び経営	学	政治学、社会政策、行政学、憲法、刑法、政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、国際関係及び経営	選	肢	多	（	試験門	専門	政治学、社会政策、行政学、憲法、刑法、政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、国際関係及び経営	

建築	総合 土木	主として電気 及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に從事することを職務とする職	主として電気 及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に從事することを職務とする職	主として電気 及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に從事することを職務とする職
主として建	主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に從事することを職務とする職	主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に從事することを職務とする職	主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に從事することを職務とする職	主として電気 及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に從事することを職務とする職

数学・物理・情報、	II		I		II		I		心理学）、調査・研究及び統計学
	数学・物理・情報、応用力	数学・物理・情報、応用力	数学、水理学、応用力学、土壤物理、測量、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、農学一般	数学、水理学、応用力学、土壤物理、測量、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、農学一般	作業	報・通信工学	電子工学及び情報・電力工学、電子工学及び情報・電気機器、制御、電気計測・磁気学・電気回路	電子工学及び情報・電力工学、電子工学及び情報・電気機器、制御、電気計測・磁気学・電気回路	
及び土木計画	土質工学、材料・施工、都市計画、測量	土質工学、材料・施工、都市計画、測量	及び農業機械	及び農業機械					

上級試験	職員採用						建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職（警察本部に置かれるものを除く。）	建築力学、材料学、建築史、環境原論、建築計画、都市計画、建築構造、建築施工及び建築設備
一般	一般	林業	農業	化学				
試験（早期区分）	職員採用上級	主として林業に関する知識、技術又はその他的能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として農業に関する知識、技術又はその他的能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として化学に関する知識、技術又はその他的能力を必要とする業務に従事することを職務とする職				
専門試験（多肢）	教養試験							
門専	行政	政治学、社会政策、行政学、憲法、行政	森林政策・森林經營学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、砂防工学及び林産一般	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般及び農業経済	数学・物理・情報、物理化学、分析化學、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学及び化学工学			

別表第二職員採用上級試験の項の次に次のように加える。

の他の試験職種の対象とならない全ての職		福社	主として福社にに関する知識、技術又はその他的能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	心理	設備
職	主として電気及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とすると職務とする	主として心理に関する知識、技術又はその他的能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	書類審査 基礎能力検査	身体検査 人物試験	主として福社にに関する知識、技術又はその他的能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

(式) 技 選 多 間 選 試

II	I	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学及び情報・通信工学	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学及び情報・通信工学	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・臨床心理学）、調査・研究法及び統計学	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）及び社会調査
機械設計、機械	数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、				

経験者 職員採用試験		別表第二経験者職員採用試験の項を次のように改める。	建築		主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	土木 総合
一般行政	職員採用上級試験の他の試験		建築の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職（警察本部に置かれるものを除く。）	建築			
職種の対象となるない全ての職	教養試験						
書類審査	論文試験						
身体検査	人物試験						

土木 総合		設備	心理	福祉	X) (D) 行政 一般
関する知識、技 及び農業土木に	主として土木 とを職務とする	職	主として電気 及び機械に関する知識、技術又 はその他の能力を必要とする業 務に従事するこ とを職務とする	主として心理 に関する知識、 技術又はその他の能力を必要と する業務に従事 することを職務 とする職	主として福祉 に関する知識、 技術又はその他 の abilities を必要と する業務に従事 することを職務 とする職
					書類審査 身体検査 人物試験 論文試験 適性試験
					書類審査 身体検査 人物試験 論文試験 適性試験 （口述）式述口（驗試門專） 要素、開発技術、プロジエクトマネジメント、サービスマネジメント、システム戦略、経営戦略及び組織と法務 基礎理論、コンピュータシステム、技術

林業	農業	化学	建築	能 力 を 必 要 と す る 業 務 に 従 事 す る こ と を 職 務 と す る 職 務
と す る 職 務	主として林業 に関する知識、 技術又はその他 の能力を必要と する業務に従事 することを職務 とする職	主として農業 に関する知識、 技術又はその他 の能力を必要と する業務に従事 することを職務 とする職	主として化学 に関する知識、 技術又はその他 の能力を必要と する業務に従事 することを職務 とする職	主として建築 に関する知識、 技術又はその他 の能力を必要と する業務に従事 することを職務 とする職（警察 本部に置かれる ものを除く。）

警察官 (巡査)	採用試験Ⅱ類

別表第二警察官 (巡査) 採用試験Ⅱ類の項を次のように改める。	警察官 (巡査)	採用試験Ⅰ類
	教養試験 適性試験 論文試験 人物試験 身体検査 体力検査 基礎能力検査	

別表第二警察官 (巡査) 採用試験Ⅰ類の項を次のように改める。	小・中学 校事	司書	獣医
	市町村立小・中学校事務職員 採用上級試験の対象となる職	主として図書に関する知識、技術又はその他的能力を必要とする業務に従事する職務と職務	学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務と職務
	教養試験 適性試験 論文試験 人物試験 身体検査 書類審査		

別表第二警察官（巡査）採用試験II類の項の次に次のように加える。

			身体検査
			体力検査
			基礎能力検査

警察官（巡査）採用試験II類の項の次に次のように加える。	警察官（巡査）採用試験II類の項の次に次のように加える。	警察官（巡査）採用試験II類の項の次に次のように加える。
適性試験	論文試験	人物試験
身体検査	身体検査	体力検査

別表第二備考に次の一号を加える。

十二 「書類審査」とは、受験者から提出された応募書類等から読み取れる適性、能力等についての審査をいう。

別表第三職員採用上級試験の項の次に次のように加える。

職員採用上級試験（早期区分）	試験年度の四月一日における年齢が二十歳以上三十歳未満の者
----------------	------------------------------

別表第三経験者職員採用試験の項中「六十四歳未満」を「二十七歳以上六十四歳未満」に、「民間企業等（自営業を含む。）における職務経験」を「民間企業等における職務経験等」に改め、同表警察官（巡査）採用試験II類の項の次に次のように加える。

警察官（巡査）採用試験II類の項の次に次のように加える。	試験年度の四月一日における年齢が三十五歳未満の者のうち初任給規則別表第三に定める基準学歴区分の大学卒の資格を取得した者で民間企業等における職務経験を有する者
試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上三十五歳未満の者のうち民間企業等における職務経験を有する者で警察官（巡査）採用試験I類の受験資格に該当しない者	試験年度の四月一日における年齢が十七歳以上三十五歳未満の者のうち民間企業等における職務経験を有する者で警察官（巡査）採用試験I類の受験資格に該当しない者

別表第三警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類の項及び警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類の項中「第二十九条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第七条」を「第四条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年一月十六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 許可番号
第二〇二三一二九一一号
- 二 雨水流出し抑制施設の敷地である土地の区域
埼玉県和光市白子二丁目千三百六十四番一外四筆
- 三 雨水流出し抑制施設の容量
容量 千百六十一・〇二立方メートル

告 示

埼玉県告示第四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成二十七年埼玉県告示第二百八十九号）のうち、次の区域の指定を解除する。

令和八年一月十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 土砂災害警戒区域		二 土砂災害特別警戒区域	
岸町二丁目	土砂災害特別警戒区域の名称	岸町二丁目	土砂災害警戒区域の名称
平面図等を埼玉県川越市整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土砂災害特別警戒区域	平面図等を埼玉県川越市整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土砂災害警戒区域

告 示

埼玉県告示第四十六号

蕨市から蕨都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年一月十六日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年一月十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
パーキング・メータ ー作動及び手数料 の収納事務	株式会社アイエスエス 埼玉県さいたま市大宮区桜 木町二丁目七番六号三F	令和七年十二月一日から令和八年十一月三十 日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年十二月一日

三 委託をした日

令和七年十一月十一日

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年一月十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川裕嗣

路線名 野田岩槻線	供用開始の区間
春日部市増戸字天神原二二七番三地先から 同市増戸字真菰原一〇九番一地先まで	供用開始の期日 令和八年一月二十四日
	備考
令和二年三月二十三日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第2号で告示した道路予定区域の一部供用開始である延長六五一・五〇メートル。	

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年一月十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川裕嗣

路線名 野田岩槻線	供用開始の区間
春日部市増戸字天神原二五九番三地先から 同市増戸字天神原三三八番三地先まで	供用開始の期日 令和八年一月二十四日
	備考
令和二年三月二十三日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第2号で告示した道路予定区域の一部供用開始である延長五五・六五メートル。	

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

令和八年一月十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高頭秀和

指定番号	指定に係る道路の種類	指定の年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長（単位メートル）	指定に係る道路の幅員（単位メートル）
第一号	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	令和八年一月九日	深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内 五街区十五画地地先から三街区十二画地地先まで	七十八・〇〇	八・〇
	深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内 一号街区公園地先から八街区一画地地先まで	五十五・〇〇	六・〇	八・〇	八・〇
	深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域外 二十三街区七画地地先から二十四街区一画地地先まで	四十八・〇〇			
	先まで				

告 示

埼玉県教委告示第三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和八年一月十六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉

亨

- 一 日 時 令和八年一月二十二日 午前十時
- 二 場 所 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
- 三 議 題 埼玉県教育局教育委員会室
- 当面する教育関係諸問題について